

原 議 保 存 期 間 3 年  
(平成 28 年 3 月 31 日まで保存)

警 視 庁 生 活 安 全 部 長  
各 道 府 県 警 察 ( 方 面 ) 本 部 長 殿  
( 参 考 送 付 先 )  
警 察 大 学 校 生 活 安 全 教 養 部 長  
各 管 区 警 察 学 校 長  
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警 察 庁 丁 生 経 発 第 5 1 7 号 , 丁 情 対 発 第 2 2 1 号  
平 成 2 4 年 9 月 2 0 日  
警 察 庁 生 活 安 全 局 生 活 経 済 対 策 管 理 官  
警 察 庁 生 活 安 全 局 情 報 技 術 犯 罪 対 策 課 長

著作権法の一部を改正する法律の施行について(通達)

著作権法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 43 号。以下「改正法」という。)が、平成 24 年 6 月 20 日に成立し、同年 6 月 27 日に公布され、その一部が、平成 24 年 10 月 1 日から施行されることとなった。

改正の趣旨、改正の概要等は下記のとおりであるので、著作権法違反取締り上遺漏のないようにされたい。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、写真の撮影等の対象となる事物等に係る付随対象著作物の利用、許諾を得て行う著作物の利用等についての検討の過程における利用、技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用等をより円滑に行えるようにするための措置を講ずるとともに、著作権等を侵害する行為を防止又は抑止するための技術的保護手段の範囲を拡大する等の措置を講じたものである。

### 第 2 改正の概要等

#### 1 いわゆる「写り込み」(付随対象著作物の利用)等に係る規定の整備(法第 30 条の 2 等関係)

##### (1) 改正の概要

著作権とは、法第 17 条第 1 項が規定する第 21 条等の規定における著作者の複製権等を、出版権とは、第 80 条第 1 項が規定する出版権者の複製権を、著作隣接権とは、第 89 条第 6 項が規定する第 91 条等の規定における実演家の録音権及び録画権等をいい、第 119 条第 1 項は、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対する罰則を設けている。また、著作権侵害の適用除外として、第 30 条等の規定において、私的使用のための複製等が規定されており、出版権及び著作隣接権についても、それぞれ第 86 条第 1 項及び第 102 条第 1 項において、第 30 条等の適用除外の規定が準用されている。

この度の改正では、これまで適用除外とされていなかった以下のアからエの場合について、新たに適用除外として規定したものである。

ア 付随対象著作物の利用（法第 30 条の 2 関係）

写真の撮影、録音又は録画（以下「写真の撮影等」という。）の方法によって著作物を創作するに当たって、当該著作物（以下「写真等著作物」という。）に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（以下「付随対象著作物」という。）は、当該創作に伴って複製又は翻案することができることとされた。

また、これにより複製又は翻案された付随対象著作物は、写真等著作物の利用に伴って利用できることとされた。

イ 検討の過程における利用（法第 30 条の 3 関係）

著作権者の許諾を得て、又は文化庁長官の裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの利用についての検討の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとされた。

ウ 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（法第 30 条の 4 関係）

公表された著作物は、著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとされた。

エ 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用（法第 47 条の 9 関係）

著作物は、情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合であって、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案ができることとされた。

(2) 施行期日

平成 25 年 1 月 1 日

2 著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備（法第 2 条第 1 項第 20 号、第 30 条第 1 項第 2 号、第 120 条の 2 第 1 号関係）

(1) 改正の概要

技術的保護手段の対象に、著作物等の利用に用いられる機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、又は送信する方式(DVD に用いられている CSS や Blu-ray に用いられている AACs 等の「暗号方式」の技術)を加えることとされた。

暗号方式が技術的保護手段の対象に加わることにより、法第 120 条の 2 第 1 号において、暗号方式による技術的保護手段の回避を可能とする装置又はプログラムの譲渡等を行った者は、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた。

(2) 施行期日

平成 24 年 10 月 1 日

3 違法ダウンロード行為の刑事罰化に係る規定の整備（法第 119 条第 3 項関係）

(1) 改正の概要

私的使用の目的をもって、有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害した者は、2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた。

(2) 留意事項

本罪は、告訴がなければ公訴は提起されない。（法第 123 条第 1 項）

法第 119 条第 3 項の規定の運用に当たっては、改正法附則第 9 条のほか、参議院における改正法への附帯決議（別添 2）においても、警察の捜査権の濫用やインターネットを利用した行為の不当な制限につながるよう配慮することとされたところであり、本罪の捜査を行う場合にあっては、これらの点に留意して法と証拠に基づき適正に捜査を行うこと。

(3) 施行期日

平成 24 年 10 月 1 日

4 その他参考事項

(1) 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等に係る規定の整備（法第 31 条等関係）

(2) 公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備（法第 18 条、法第 42 条の 3 等関係）

別添資料

別添 1 官報

別添 2 著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

別添 3 著作権法の一部を改正する法律・新旧対照表

別添 4 著作権法の一部を改正する法律